法律公布奏上及び通知

六月二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

食品表示法

旅券法の一部を改正する法律

いじめ防止対策推進法

報告書及び文書受領

六月二十一日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「平成二十五年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十四年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十五年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、消費者基本法第十条の二の規定に基づく「平成二十四年度消費者政策の実施の状況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

また、同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十四年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

また、同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく平成二十四年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十四年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十四年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

また、同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成二十四年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

人事異動

内閣

（独立行政法人水産総合研究センター国際水資源研究所長）　森下　丈二

国際捕鯨委員会委員たる日本政府代表を命ずる

（水産庁増殖推進部長）　農林水産技官　香川　謙二

国際捕鯨委員会委員たる日本政府代表を免ずる

（以上六月二十一日）

内閣府

上田　良一　浜田健一郎　美馬のゆり

宮田　亮平　室伏きみ子

日本放送協会経営委員会委員に任命する（各通）

（六月二十日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　横山　秀憲

宮崎簡易裁判所判事に補する

宮崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（四月二十一日）

東京高等検察庁検事　畑野　隆二

司法研修所教官に充てることを解く

同　山口　英幸

司法研修所教官に充てる（以上四月二十四日）

東京家庭裁判所判事　豊澤　佳弘

最高裁判所事務総局家庭局長を免ずる

東京高等裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　岡　健太郎

東京高等裁判所事務局長を免ずる

東京家庭裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局家庭局長を命ずる

東京地方裁判所判事　渡部　勇次

東京高等裁判所判事に補する

東京高等裁判所事務局長を命ずる

東京高等裁判所判事　後藤　健

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

千葉地方裁判所判事　志田　博文

青森地方裁判所判事に補する

青森地方裁判所長を命ずる

兼ねて青森家庭裁判所判事に補する

青森家庭裁判所長を命ずる

東京地方裁判所判事　高橋　譲

千葉地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事　加藤　正男

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　野村　高弘

さいたま地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する

さいたま簡易裁判所判事に補する（以上五月二日）

札幌高等裁判所判事　橋本　昌純

新潟家庭裁判所判事に補する

新潟家庭裁判所長を命ずる

東京高等裁判所判事　岡本　岳

札幌高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上五月六日）

東京高等裁判所判事　設樂　隆一

知的財産高等裁判所勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する（五月七日）

甲府地方裁判所判事兼甲府家庭裁判所判事　須藤　典明

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京高等裁判所判事　植村　稔

甲府地方裁判所判事に補する

甲府地方裁判所長を命ずる

兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する

甲府家庭裁判所長を命ずる（以上五月九日）

京都地方裁判所判事兼京都家庭裁判所判事・宮津簡易裁判所判事　渡部　美佳

宮津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く

東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　上田　真史

京都地方裁判所判事補に補する

京都地方裁判所宮津支部勤務を命ずる

京都地方裁判所宮津支部長を命ずる

兼ねて京都家庭裁判所判事補に補する

京都家庭裁判所宮津支部勤務を命ずる

京都家庭裁判所宮津支部長を命ずる

宮津簡易裁判所判事に補する

宮津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上五月十八日）

○定年退官

判事高野芳久は五月五日限り定年退官

判事芝田俊文は五月六日限り定年退官

判事兼簡易裁判所判事千徳輝夫は五月十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

判事兼簡易裁判所判事伊藤治は五月十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の岩手県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　七月四日

皇居（正門）御出門

東京駅御発

新花巻駅御着

遠野市文化交流施設みやもりホール

遠野市総合防災センター

遠野市応急仮設住宅　希望の郷　絆

お泊所　あえりあ遠野

第二日　七月五日

住田町保健福祉センター

太平洋セメント株式会社大船渡工場

陸前高田市役所

陸前高田市立高田第一中学校応急仮設住宅

一関市立大原公民館

一ノ関駅御発

東京駅御着

還幸啓

御祝電

天皇陛下は、六月二十三日ルクセンブルク国の国祭日につき、同月二十一日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。